



1.『一般社団法人(1)』 - 一般社団法人の基本

公認会計士 長谷川 佐喜男

様々な相続対策がある中、近年、一般社団法人を使った相続対策というものをよく聞くようになりました。しかし、一般社団法人とは一体どうものなのか知らない方も多いと思います。今回は、一般社団法人の基本から相続対策まで説明したいと思います。

1. 一般社団法人とは

一般社団法人は法人の一つの種類です。一般社団法人というと非営利の団体で、行政や公益的なものに思えるかもしれませんが（もっとも公益事業を行うものもあります）、実は誰でも設立することができる法人です。

一般財団法人というものもありますが、一般社団法人と比較すると設立の要件や法人を構成する機関が違っただけであり、ほぼ同じようなものですので、今回は一般社団法人を中心に説明したいと思います。

2. 株式会社との違い

法人の種類で一番有名なのは株式会社だと思います。では、一般社団法人は株式会社と何が違うのでしょうか？

① 法律の違い

株式会社は「会社法」という法律によって設立されますが、一般社団法人は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」によって設立された法人です。

とはいっても、運営できる事業内容に大きな差はなく、一般社団法人でも株式会社のように利益を追求する事業も行えます。

② 設立に関する違い

一般社団法人は設立時に2名の設立者が必要です。この点は株式会社が1名で設立できることを考えると少しだけ設立のハードルが高いといえます。

しかし、設立費用を考えると一般社団法人のほうが約15万円以上も安く設立ができます。また、資本金という概念がないため出資金の必要がありません。

③ 利益の剰余金の分配の違い

株式会社は利益がでると株主に対して配当という形で利益を分配できます。しかし、一般社団法人は利益を分配することが禁止されています。利益の分配ができないので法人に利益が残っていくこととなります。これが株式会社であれば、利益がどんどん溜まっていけば株式の価値は上昇していくことになるのですが、一般社団法人は②でも述べたように資本金という概念がないため、社員（株式会社でいう株主）の財産価値はゼロ円であり変化しません。

しかし、配当という形の分配ができないだけであって、役員には報酬を支払うことは禁止されていませんので問題なく支払えます。

実は、この「利益が溜まっても財産価値は変化しない」という特徴が相続対策に一般社団法人が利用される大きなポイントでした。

不動産や自社株を一般社団法人に譲渡することで、相続財産から除外し、かつ、一般社団法人の持分には財産価値がないため相続税がかからない、さらに、家賃や配当といった利益は役員報酬という形で役員である親族に支払う。このような相続対策スキームがありました。平成30年度の税制改正で網がかけられました。このお話は改めてしたいと思います。